



平田村タクシー料金助成事業



～1回の乗車で8枚まで利用できるようになりました～

村では、高齢者等の交通弱者、運転免許証の自主返納者に対して、交通事故防止や外出支援のため、4月から1年間、タクシー利用の際使用できるタクシー券を交付します。(年間1人最高10,000円分⇒申請時期によって交付枚数が異なります。)

★対象者★

①～③の条件を全て満たしている方が対象となり、役場で申請手続きが必要になります

- ①令和2年4月1日現在、75歳以上の方または運転免許証自主返納者(75歳未満の方も該当)
- ②村内に住所を有する方
- ③村税を滞納していない方

★対象期間★

令和2年4月1日～翌年3月31日まで(1年間)

★利用方法★

◆75歳以上の方

- タクシー乗車時に「後期高齢者医療被保険者証」を運転手に提示し、降車時にタクシー券を渡してください。(タクシー券は1回の利用について8枚まで使用可)

◆運転免許証自主返納者

- タクシー乗車時に「運転経歴証明書」を運転手に提示し、降車時にタクシー券を渡してください。

★申請手続き★

- 令和2年4月1日から役場住民課にて受付開始。(土、日、祝日を除く)
- 申請書に記入していただき、台帳登録が必要となります。(申請書は役場にあります。)
- 代理申請も可能です。(対象者本人の必要書類、代理人の印鑑が必要となります。)

★申請手続きに必要な書類★

対象者	申請に必要な書類等
75歳以上の方	印鑑・後期高齢者医療被保険証
運転免許証自主返納者	印鑑・運転経歴証明書



★利用条件★

- 交付を受けた本人以外は使用できません。
- タクシー券の再交付はできません。
- タクシー券は1回の利用につき8枚まで使用可。
- 午前7時から午後9時までの乗車であること。
- 村外からの乗降も対象。(利用できるタクシー会社はひらたタクシーのみです。)
- ※タクシー券をお持ちの人と、持っていない人と相乗りもできます。
- ※タクシー券をお持ちの人同士で相乗りすればそれぞれ利用枚数が使えます。

★利用タクシー会社★

- ひらたタクシー(☎55-2048)

★タクシー券金額★

- 1回の利用料金でタクシー券8枚(4,000円分)までが村負担。※おつりはできません。(4,000円を超えた分は自己負担になります。)

- 4月～9月までに申請した方：500円×20枚交付⇒10,000円分
- 10月～12月までに申請した方：500円×10枚交付⇒5,000円分
- 1月～3月までに申請した方：500円×5枚交付⇒2,500円分

～運転免許自主返納者に助成を行います～

平成30年4月1日以降に運転免許を返納し、福島県公安委員会が発行した「運転経歴証明書」の交付を受けた方に対し、手数料助成金として1,100円を助成します。(ひとりにつき1回限りとする)

★申請手続きに必要なもの★

- 運転経歴証明書
- 通帳の写し(手数料1,100円を後日振り込みます)
- 印鑑

～詳しくは役場住民課にお問い合わせください～

[お問い合わせ：平田村役場住民課 ☎55-3112]



国保だより

住民課 ☎55-3112 健康福祉課 ☎55-3119

国民健康保険の資格喪失後の受診による医療費の返還について

◆資格喪失後の受診（不当利得）とは

平田村の国保に加入されている皆さんが医療機関等を受診すると、国保から医療費の給付分が医療機関に支払われています。

そのため、平田村の国保の資格を喪失した後に平田村の保険証を使用して医療機関等を受診すると、本来加入していた健康保険が支払うべき医療費の給付分を平田村が負担している状態になるため、平田村へ医療費の給付分を返還していただくことになります。

◆不当利得はどんな時に？

・会社に就職して社会保険へ加入したが、保険証の交付の前に平田村の保険証を使用した時など

◆新たに加入した健康保険に請求するには

平田村へ医療費を返還していただき、領収書を添付して、新たに加入した健康保険に申請すると、療養費として払い戻しを受けることができます。

◆保険証は正しく使いましょう

社会保険加入や転出など、国保の資格を喪失する場合は、保険証を役場へ返却しましょう。

また、保険証が変更となった場合は、医療機関にその旨をお申し出ください。

社会保険に加入した方へ

国保に加入中の方が、社会保険に加入した場合は必ず国保を脱退する届け出が必要です。社会保険に加入しても自動的に国保を脱退したことにはなりませんので、忘れずに届け出をお願いします。

○手続きに必要なもの

①新しい保険証（保険証が変更の方全員分）②現在使用している保険証（保険証が変更の方全員分）③印鑑

会社等を退職された方へ

会社等を退職し社会保険から脱退した場合は、必ず他の保険に加入する手続きを行う必要があります。国保に加入する場合には、忘れずに届け出をお願いします。

○手続きに必要なもの

①社会保険の脱退を証明できるもの（資格喪失証明書など）②印鑑



学生用国民健康保険被保険者証の手続きについて

国保に加入している方が進学することを理由に村外へ住所を移す方は、現在の保険証は使用できなくなりますので、学生用保険証の交付の手続きを行ってください。

○交付手続きに必要なもの

①学生である証明ができるもの（学生証の写しなど）②印鑑 ③現在使用している保険証

また、学生でなくなる場合は、学生用保険証は使用できないため、お早目に返還をお願いします。

国保の届け出は、資格の取得・喪失の日から14日以内に行わなければなりません。届け出が遅くなった場合、思わぬ大きな負担が発生することがあります。

国保へ加入する届け出が、脱退日から14日以内の期限に遅れた場合、「脱退日」から届け出日の前日までの間にかかった医療費は全額自己負担となり、保険給付を受けることができないなど、思わぬ経済的な負担を被ることになりますので、十分ご注意ください。



国民年金だより



国民年金保険料の産前産後期間の免除制度のお知らせ

国民年金の第1号被保険者の方が出産した際には、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

免除の対象期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

※この場合の出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。）

対象者 国民年金第1号被保険者（出産日が平成31年2月1日以降の方）

届出 出産予定日の6か月前から届出は可能です。また、出産後でも申請は可能です。

必要書類 ①年金手帳 ②出産（予定）日のわかるもの（母子健康手帳など）③印鑑



お問い合わせ先 住民課☎55-3112／郡山年金事務所☎024-932-3434